

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成20年12月25日（木） 午後1時30分～3時20分

2. 場 所：石川県庁11階1109会議室

3. 出席者：23名（名称略）、事務局、説明者他

4. 議事概要

(1) 志賀原子力発電所の運転状況等について、北陸電力から説明があった。

（委員）従事者の被ばく線量は、どのように評価すれば良いのか。

（北陸電力）従事者の被ばく線量については、できるだけ少なくするというのが原則である。作業内容によって少しは変わるが、できるだけ被ばくをしないよう管理している。

(2) 志賀原子力発電所1号機 臨界事故に係る再発防止対策の実施状況について北陸電力から、その確認状況について原子力安全・保安院から説明があった。

（委員）失敗事例に学ぶ仕組みは、大事なものである。失敗活用リーダーや失敗事例というのは、どのようなことか。

（北陸電力）失敗活用リーダーは、実務の中心となる人で、副課長クラスの人を充てている。北陸電力社内であった事象や、他社の事象を例に、職場で紹介している。

（委員）技術分野において、今後の技術継承が問題となってくる。これについて、技術マスターを置き、着実な取り組みがなされている。一方、隠さない企業風土作り、安全文化の構築という制度について、継承するためには、どのように取り組んでいくのか。

（北陸電力）今年度の取り組みの反省を活かし、来年度につなげていくというやり方を取っている。今後十分検討し継続的な取り組みを行っていきたい。

（委員）安全最優先の取り組みを劣化させないようにするためには、意識せず自ずからできるような状況になることが望ましい。風化させないようにしっかりやっていただきたい。

（北陸電力）保安規定の中で安全文化醸成活動を位置づけ、毎年、社長のレビューを受けるといった仕組みができています。

（委員）肩の力を入れすぎず、じっくり時間をかけて、取り組んで欲しい。

（委員）再発防止対策検証委員会の中で、一番問題として取り上げられていることは何か。

（北陸電力）各界、各層の方々の参加をいただいております、それぞれの立場から、

いろいろな意見をいただいている。

- (3) 原子力発電所の新検査制度について原子力安全・保安院から、これを踏まえた保安規定の変更について北陸電力から説明があった。

(委員) 新検査制度は、保全に重点を置き、より安全性が確保できるものだと思う。保全活動の中で、稼働中の機器の分解点検について、新たに止めないで検査することの説明があった。機器によって、止める場合と止めない場合、どこで線引きしているのか。

(保安院) 保全の重要度という観点で機器をランク付けすることとしており、この重要度と合わせて、点検をすることになる。

(委員) 事業者によって、定期検査間隔にばらつきが生まれてくる。企業間の競争からすると、定期検査間隔が長い方が経済的に有利になる。競争を煽るだけではないか。

(保安院) 経済的な面については、保安院としては申し上げる立場ではない。新制度では、定期検査終了時だけでなく、次回定期検査開始まで技術基準に適合することが求められており、事業者は定期検査間隔が延びても安全が確保できることを証明することとなる。

(委員) 自然環境の変動による設備等の点検に与える影響は、どう考えているのか。

(保安院) 新検査制度は、機械の劣化という面で検討しており、自然環境の変動は加味していない。自然環境の変動については、発電所設置の段階で考慮し設計している。設置後の変動については、定期的な安全レビューを10年毎に義務づけており、このレビューで必要があれば評価していくこととなる。

(委員) 定期検査間隔延長については、10年くらい前に検討したことがある。諸外国の中でも、日本が一番遅い。安全性を最優先しながら、地球温暖化対策にも合致するものであり、非常に良いことである。

- (4) 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(平成20年度第2報)、志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(平成20年度春季)について、事務局から説明があった。

- (5) 事務局より、前回の議事概要について、ホームページに掲載している旨、報告があった。